

とうきょうにゆうこくかんり きよくしゅうよう しせつない せいかつあんない
東京入国管理局 収容施設内の生活案内について

あなたは、出入国管理及び難民認定法に定められる退去強制手続のため、主任審査官が発付した収容令書又は退去強制令書に基づき、当収容施設に収容されることになりました。

当収容施設では、現在、多様な国籍の方々が集団で生活しています。したがって、それぞれがお互いの国の風俗習慣によって行う生活様式を十分に尊重し合いながら生活する必要があります。また、収容施設の安全と秩序の維持のために、被収容者遵守事項が決められており、必要に応じて、当局職員があなたに指示・指導をすることがありますが、あなたはこれらに従って生活しなければなりません。

以上について、十分に理解した上、当収容施設での生活を送るようにしてください。

1 スケジュール

日課

当収容施設における被収容者の日課は次のとおりです。

なお、日課の変更をする必要がある場合は、適宜の方法で連絡しますので、職員の指示に従ってください。

7時00分	起床
7時30分	清掃
8時00分	朝食
9時00分	朝の点呼
12時00分	昼食
17時00分	夕食
21時00分	夜の点呼
22時00分	就寝

2 収容生活一般

(1) 収内規則の遵守

入所時に示した被収容者遵守事項を守り、職員の指示に従って生活してください。

なお、次の行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、他の収容者から隔離することとなります。

- ① 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。
- ② 職員の職務に反抗し、又はこれを妨害すること。
- ③ 自殺又は自損すること。

(2) 点呼

毎日、人員確認のための点呼を行います。このとき、あなたの身体検査及び

居室内検査を行いますので、点呼終了までは、各自、居室内に座ったままの状態を保ち、職員の指示に従ってください。

(3) 居室扉の開放

- ・ 日中の次の時間帯に限り、各居室の扉を開放します。
なお、開放時間の終了前までには必ず各自の居室に戻ってください。
午前：9時30分～12時00分
午後：13時00分～16時30分
- ・ 居室扉の開放時間中は、収容区内ホールを自由に使用することができますが、電話をかけた室内で休んでいる人もいますので、大声での会話などはやめてください。
- ・ 収容施設の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、各居室扉の開放中止又は開放時間の制限を行います。その際は職員の指示に従ってください。

(4) 運動

- ・ 毎日の居室扉の開放時間帯（午前か午後のいずれか）に運動場を使用することができます。
- ・ 運動場では、ボールを使用することができますので、使用を希望する場合は、職員に申し出てください。
- ・ 運動場では、自身が所有する運動靴（靴紐の使用は不可、結束バンドを使用。）の使用を認めていますが、詳細は職員に確認してください。
- ・ 運動をするときは、けがをしないよう事前に十分に準備運動をしてから始めてください。
- ・ 荒天又は収容施設の保安上若しくは衛生上の支障があると認めるときは、運動場の使用を制限する場合があります。

(5) 物品購入

週に3回、日用品及び食料品等を自費購入することができます。
保安上の理由から購入することができない物品もあるので、詳細については別途案内します。

(6) 面会・物品授与

- ・ 土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日に、家族や友人・知人等と面会することができます。
- ・ 多くの方が面会できるようにするため、面会時間は、原則として1回当たり30分以内です。
- ・ 面会者から物品や金銭の授与の申出があった場合は、物品等を交付します。ただし、飲食物、煙草又は危険物など、保安上若しくは衛生上支障がある物品については、居室内に持ち込むことができません。
- ・ 当局が必要と判断した場合、職員の立会いのもと面会を実施します。
- ・ 面会室は清潔に使用し、落書きはしないでください。

らくが はつけん ばあい めんかい ちゆうし わ くに ほうれい したが
落書きを発見した場合には面会を中止するとともに、我が国の法令に従い
げんせい たいしよ げんじようかいふく そんがいばいしようせいきゆう
厳正に対処します。また、原状回復のため損害賠償請求をすることがあり
ます。

- めんかい さい しよくいん しじ したが
面会に際しては、職員の指示に従ってください。

【面会受付時間】

ごぜん じ ふん じ ふん
午前： 8時40分から11時00分まで

ごご じ ふん じ ふん
午後： 12時40分から15時00分まで

(7) 電話

- きよしつとびら かいほう じ かんちゆう しゆうようく ない せつち
居室扉の開放時間中に收容区内ホールに設置されているプリペイドカー
ど式電話で外部に自由に電話（国際電話も可能）することができます。
- でんわ じゆう しゆうようく ない せつち じどうはんばいき じ ひこう
電話用プリペイドカードは、收容区内ホールに設置の自動販売機で自費購
入することができます。
- とうきよく がいぶ ひと ひしゆうようしや でんわ とりつ おこな
当局では、外部の人から被收容者あての電話の取次ぎは行っていません。

(8) 郵便物

- がいぶ ひと てがみ げんきんかきとめ そうふ また がいぶ もの うと
外部の人に手紙や現金書留を送付すること又は外部の者から受け取ることが
できます。ただし、当局においては、発信、受信を問わず、通信文の内容に
ついて検査をしており、その内容に收容施設の保安上の支障があると認め
る部分があるときは、その部分の訂正又はまっ消を求める場合があります。
- がいぶ ひと そうふ けんさ
外部の人から送付された荷物を受け取ることもできます。
- しんぞく がいぶ ひと とうにもつ てがみ そうふ ねが ばあい こくせき しめい
親族や外部の人等に荷物や手紙の送付をお願いする場合は、国籍、氏名のほ
か、部屋の番号を正確に伝え、必ず宛先に記入してもらうように伝えてくだ
さい。

(9) 診療

- しゆうようちゆう びよう また ふしやう しゆうよう まえ きおうしやう
收容中に病したり、又は負傷したり、收容される前から既往症があ
る人は、毎週月曜日、水曜日及び金曜日に当局診療室で医師による診察を受
けることができます。受診を希望する場合は、前日までに受診の申出書を職員
に提出してください。
- し か しんりやう ひつやう おう ほうもん し か しんりやう じつし
なお、歯科診療については必要に応じて訪問歯科診療を実施しています。
- しゆうようきかん げつ こ ばあい いし ひつやう みと ばあい いし しじ
收容期間が1か月を超える場合や医師が必要と認める場合は、医師の指示
に基づき、当局診療室でレントゲン検査を実施しています。
- しゆうようちゆう たいちやう わる ばあい むねしよくいん もう で
收容中、体調が悪くなった場合は、いつでも、その旨職員に申し出てく
ださい。また、急を要する場合は、同室者等の助けを借りる等して、職員に直
ちに申し出てください。

(10) 給食

- とうきよく ひとり にちあ ひつやう えいよう こうりよ
当局では、一人が1日当たり必要とされるカロリーと栄養バランスを考慮す
るとともに、健康上又は宗教上の禁忌食に十分に配慮の上、給食を支給
しています。
- げんこうじようまた しゆうきようじよう きんき しよくじないやう せいげん ばあい
よって、健康上又は宗教上の禁忌により、食事内容に制限がある場合は、

その旨職員に申し出るようにしてください。

(11) 衛生

収容区内にシャワー室及び洗濯室が設置されており、居室扉の開放時間中に各自が自由にシャワーや洗濯を行うことが可能です。洗濯物については、開放時間内に洗濯を終了し、必ず回収するようにしてください。

なお、いずれも設置台数には限りがあるので、お互いに譲り合って使用してください。

(12) 貴重品の自己管理

収容施設内に貴重品ロッカーを設置していますので、現金等の貴重品については、各自で管理することができます。当局からロッカー鍵を貸与しますので、収容中に紛失等しないように大切に保管してください。

収容施設の保安上及び衛生上の理由から、刃物類、金属類、ガラス製品、ひも類、発火器具、火薬類、タバコ、医薬品及び酒類等の物品の自己管理は認められていませんので、それらについては当局が保管の上、出所時に還付することとなります。

(13) 当局に対する意見又は不服申出

意見聴取制度

処遇に関する改善や一般的な要請・苦情などの意見がある場合は、その旨を記載した書面を意見箱（収容区内ホールに設置）に直接投かんすることにより、収容施設の長に対して自由に意見を述べるすることができます。意見や苦情を投かんしたことを理由として不利な取扱いを受けることはありません。ただし、個人的な手続や処分に対する意見については、この制度の対象とはなりません。

不服申出

自己の処遇に関する職員の措置に不服がある場合は、当該措置があった日から7日以内に、不服の理由を記載した書面により、収容施設の長に対してその旨を申し出ることができます。不服の申出をしたい人は、収容施設の職員に直接伝える又は東京入国管理局総務課（電話03-5796-7111）に電話してください。不服申出を行うことによって不利な取扱いを受けることはありません。

(14) 無料法律相談

東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の三弁護士会合同で法律相談を実施しています。法律相談は、弁護士が来局の上実施しており、原則として1回限り無料です。相談の予約受付は電話のみです。

予約の電話番号や相談できる内容等の詳細については、「東京入管出張相談」のリーフレット及び「弁護士による無料法律相談制度のご案内」を参照してください。

3 その他

(1) 連休中における処遇

年末年始やゴールデンウィーク等の休日が連続する期間で、居室扉の開放時
間、物品購入、面会、診療、郵便物の発受信等の処遇上の変更がある場合は、
事前に連絡します。

(2) 地震対策

当収容施設は耐震構造施設であり、地震が発生しても倒壊するおそれはありません。また、地震に伴う停電が発生した場合でも、自家発電装置により電気は復旧します。

なお、地震発生の際は、各自、落下物から身を守るため、机の下に退避するか、頭から毛布をかぶるなどの措置を講じるとともに、事後、職員の指示に従って、落ち着いて行動してください。

(3) 帰国準備

帰国のための航空券又はそれを購入するための金銭、旅券、荷物等の準備
に関しては、担当の職員が対応しますが、これについて相談がある場合には遠慮
なくその旨を申し出てください。当局としては、速やかな帰国に向けてできる限
りの対応をする用意があります。